

第 2 4 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1 4 番, 1 5 番)

開催期日 令和 7 年 6 月 2 7 日

第24回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和7年6月27日（金） 午前9時30分

場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清 藤 大 亮

本日の出席委員

1 番 鈴 木 正 志

2 番 田 村 俊 彦

3 番 田 村 賢 治

4 番 西 川 満

5 番 桂 一 照

6 番 柴 田 貴 浩

7 番 土 門 雅 一

8 番 松 田 とも子

10 番 長 尾 卓 也

11 番 川 崎 浩 彦

13 番 寺 雅 彦

14 番 吉 田 義 弘

15 番 吉 尾 由美子

16 番 大 櫛 和 矢

17 番 塚 本 政 紀

18 番 鳥 村 正 行

本日の欠席委員

12 番 木 下 等 嗣

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 藤 澤 祐 之

〃 事務局 主査 清 藤 大 亮

〃 事務局 員 山 下 倅 生

〃 事務局 員 成 田 卓 朗

本日の議事日程

日程	議案番号	件 名
1	会議録署名委員の指名	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	議案第 117 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
5	議案第 118 号	土地の現況証明願いについて
6	議案第 119 号	農地のあっせんについて
7	議案第 120 号	
8	農業団体等報告事項	

(局長)

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 22 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 17 名、欠席委員 1 名。木下委員から欠席との報告をいただいております。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

(会長)

皆様におかれましては、農業繁忙期という事でお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。非常にお疲れのことと思いますが、本日の総会につきましても慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思ひます。

(議長)

日程 1 会議録署名委員についてですが、14 番吉田委員、15 番吉尾委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日 1 日いたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。5 月 28 日から 29 日にかけて令和 7 年度全国農業委員会会長大会及び管内選出国會議員要請活動が東京都にて開催され、鳥村会長が出席しております。6 月 11 日から 13 日にかけて栗山町議会 6 月定例会議が開催され、鳥村会長が出席しております。6 月 20 日に現地調査を長尾委員、中島委員、松田委員で実施しております。6 月 27 日に第 11 回運営委員会を開催しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程 4 議案第 117 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 117 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記農地にかかる賃貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は、1 件でございます。

番号 1 所在 ○○16 番地 6 地目につきましては公簿現況ともに田、面積 13,438 m²外 12 筆。内訳につきましては、田が 11 筆で 32,534 m²、畑が 2 筆で 20,517 m²、合計 13 筆で 53,051 m²でございます。利用状況については水田および普通畑として利用、契約内容は賃貸借、契約年月日が令和 5 年 11 月 30 日、契約期間が令和 5 年 11 月 30 日から令和 8 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 6 月 12 日でございます。通知者につきましては、賃貸人が栗山町字○○23 番地 48 ○○○○、賃借人が栗山町字○○21 番地 1 ○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 117 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 117 号は原案どおり決定といたします。

日程 5 議案第 118 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 118 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は 3 件でございます。

番号 1 所在 ○○162 番地 61 公簿地目が畑、現況地目が農地外、面積 126 m²の 1 筆でございます。利用状況は宅地、所有者及び願出人氏名が栗山町○○3 丁目 6 番地 23 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 2 所在 ○○192 番地 公簿地目が田、現況地目が農地外、面積 184 m²の 1 筆でございます。利用状況は宅地、所有者及び願出人氏名が栗山町○○4 丁目 188 番地 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 3 所在 ○○254 番地 15 公簿地目が畑、現況地目が農地外、面積 2,605 m²の 1 筆でございます。利用状況は雑種地、所有者及び願出人氏名が栗山町○○4 丁目 87 番地 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(10 番 長尾)

現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、現地調査を行い、確認してきております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局より説明があり、現地調査班長より報告を受けておりますが、何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

それでは議案第 118 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 118 号については原案どおり決定いたします。

日程 6 議案第 119 号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案 119 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は 2 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇23 番 48 〇〇〇〇 申出年月日 令和 7 年 6 月 12 日 申出地所在 〇〇16 番地 6、地目につきましては、公募現況ともに田、面積 13,438 m²外 14 筆。内訳につきましては、田が 11 筆 32,474 m²、畑が 2 筆 20,813 m²、雑種地が 1 筆 407 m²、池沼が 1 筆 1,010 m²、15 筆合計で 54,704 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17 番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、賃貸を行っていた土地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥村会長と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1はあっせんを可といたしますので、塚本委員よろしくお願いします。

続いて番号2について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇332番地 〇〇〇〇、申出年月日 令和7年6月13日 申出地所在 〇〇330番地19、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積4,363㎡外2筆。内訳につきましては、田が1筆2,108㎡、畑が1筆4,363㎡、雑種地が1筆182㎡、3筆合計で6,653㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(6番 柴田)

〇〇さんにおかれましては、賃貸を行っていた土地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん、第2候補に〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2はあっせんを可といたしますので、柴田委員、田村俊彦委員よろしくお願いします。

日程7 議案第120号「農業委員の辞任について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第 120 号 農業委員の辞任について 下記農業委員の辞任について、町より諮問がありましたので、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、意見を諮う。

〇〇〇〇委員は、令和 5 年 7 月 20 日より農業委員を務められてきましたが、昨年 12 月に手術を行い、その後も入院加療のため委員活動ができず、総会も 7 か月欠席となっておりました。今回、農業委員としての責務を継続することができないとの理由から、〇〇〇〇委員本人より令和 7 年 5 月 26 日付で町長へ辞任同意願が提出されました。

農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、「正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる」とあり、農業委員の任命は同法第 8 条第 1 項の規定により、町長が任命しておりますので、町長へ辞任同意願を提出し、町長はこの件について農業委員会へ諮問を行い、農業委員は町長へ対し答申するという流れになります。

辞任同意願が町長へ提出されたことにより、6 月 2 日付で町長より農業委員会へ諮問がありました。町長への答申のため、辞任の同意について妥当か否かをご審議いただきたいと思います。

また、総会資料とは別に、今回関係する農業委員会等に関する法律の条文と、辞任同意願の写し等を添付しておりますので、ご覧ください。事務局からは以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 120 号「農業委員の辞任について」事務局の説明通り、辞任について同意される方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 120 号は同意多数として決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は 7 月 30 日水曜日 午前 9 時 30 分から、現地調査につきましては 7 月 23 日水曜日 午前 9 時 30 分から 第 1 班 田村賢治委員、土門委員、桂委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(主査)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午前 10 時 00 分 終了)